

「明治の村」の政治状況

——八東郡大庭村の事例

森 安 章

(渡部寛一郎文書研究会会員)

摘 要

鳥根県八東郡大庭村(現・松江市大庭町および八雲町平原)は、一八八九年(明治二二)の「町村制」施行にともなう全国的町村合併に際して、大庭村・佐草村・山代村・大草村・平原村の五村が合併して成立した。大庭村は、一九二五年に「優良村(模範村)」として内務大臣から表彰されたが、それ以前の同村内では、長く政治的対立が続いていた。本稿は、八雲立つ風土記の丘資料館所蔵の「大庭村役場文書」等をもとに、このような大庭村の政治状況とその基盤となっている行政村と大字(旧村)の関係、同村の経済構造および階層的な社会構成を分析したものである。

キーワード・八東郡大庭村 政治状況 行政村 村内対立 階層社会

はじめに

松江市の東南部に位置する鳥根県八東郡大庭村(現・松江市大庭町および八雲町平原。地図1)は、一八八九年(明治二二)の「市制及町村制」(一八八八年法律第一号)施行にともなう全国的な町村合併の中で、大庭村・佐草村・山代村・大草村・平原村が合併して成立し

た(地図2)。本稿は、この大庭村を対象として、①合併前の旧五村の状況を部落(合併後の大字≪旧村)間の対立と村内の共同体規制に注目して分析すること、②大庭村合併の経過と合併後の村会議員および村役場吏員の構成、村財政の状況を明らかにすること、③合併後の村内の政治的対立の内容を民党勢力の台頭と村内有力者間の対立の二点に即して分析すること、④以上のような政治状況の背景である大庭村の社会構造を階層社会という視点から分析することを課題とする。

表1 行政区域の変遷

近世	大区 小区制	郡区町村編成法	町村制 1889. 4. 1
	第4大区 1872. 7. 25 ~	意宇郡~	~八東郡 1896. 8. 1
	1871. 11. 15 ~ 72. 7. 25 ~ 72. 11. 25	79. 2 ~ 84. 8. 16 ~	
58村	第8区 小8区 第8区 (乃木村、西津田、東津田) (古志原村、山代村)	竹矢村外四ヶ村 (古志原村、春日村、山代村、 出雲郷村、竹矢村)	大庭村 (山代村、大庭村、大草村) 佐草村、平原村
	第11区 (東岩坂村、西岩坂村、 日吉村、大草村、大庭村、 佐草村、平原村)	大庭村外四ヶ村 (大庭村、大草村、佐草村、 西岩坂村、平原村)	

〔島根県歴史政治部〕(島根県公文書センター蔵)

一 町村合併前の旧村

明治の村は今の姿からは想像できないほどの田舎で、丘地に囲まれながらも田畑が広がるのどかなところであり、その大部分は農家であった。

明治期の村々は近世的な自然村と行政村が一体化し、生産と生活はそれなりに保障された共同体であり、一定のゆるやかな規制により運営された行政村である。一八八九年(明治二二)の合併前の旧村は共同体的社会関係を基盤として存立していたが、そこに存在していたのは部落(旧村。以下同じ)感情であった。表1からは、行政区域が目まぐるしく変遷し、組み合わせでは崩し、崩しては組み合わせたりの過程であったことが分かるが、その要因の一つに部落感情の存在があった。

表2 1890(明治23)年の戸数・人口

	大庭	佐草	山代	大草	平原	計
戸数	180	80	69	87	107	513
人口	男	423	186	173	197	1,212
	女	380	169	131	173	1,072
	計	803	355	304	370	450

〔徴発物件諸表〕(八雲立つ風土記の丘資料館蔵「大庭村役場文書」。以下所蔵機関名は省略)

(1) 部落感情残存の条件

町村合併前の戸口統計がないので、一八九〇年(明治二三)の数字を見たのが、表2である。戸口は戸籍上の数値ではなく、現住戸口である。旧大庭村は他村にくらべて戸数、人口とも大きく、他は小村である。何よりも気になるのは人口に男女の人数差があることであり、これには社会的要因があると考えて通婚圏を調べた。

表3は、合併前の一八八九年(明治二二)三月以前における婚姻、養子縁組の人数で、本籍地の出生者で行先を調べたものである。意宇郡内が大部分であるのは、生活圏内であり当然である。注目すべきは部落内婚が多いことで、一〇七戸の平原で四〇人というのは親戚同士を含むということが想定されよう。佐草、大草も同様で部落内の社会関係は濃密である。また佐草は乃木、東忌部と通婚が多いのは、調整弁的な機能を果たしていたようにみえる。一方で、翌四月に旧五ヶ村が合併し大庭村が成立するが、佐草は平原・山代など、大草は平原などとの通婚が少なく、平原も他部落とは疎遠で、旧五村間に親疎の距離感が複雑にからみ合っていた。

さきに指摘した現住男女数の不均等については、女子の郡内外流出が多いことにも起因している。

旧村が自立できた理由をいくつか取り上げておこう。地目別面積を

表3 ●通婚圏(1889年3月以前)

		佐草村			大草村			平原村		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
意 宇 郡	佐草	9	10	19	1	7	8	4	3	7
	大草	1	2	3	9	18	27	0	1	1
	大庭	1	9	10	0	4	4	2	2	4
	平原	0	1	1	0	1	1	11	29	40
	山代	0	2	2	1	2	3	1	0	1
	乃木	1	10	11	0	3	3	1	2	3
	東津田	0	1	1	0	2	2	1	0	1
	西津田	0	2	2	1	1	2	0	0	0
	古志原	0	3	3	0	1	1	1	2	3
	矢田	0	1	1	0	2	2	0	0	0
	八幡	0	0	0	1	2	3	1	0	1
	竹矢	0	2	2	1	5	6	0	0	0
	春日	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	出雲郷	0	3	3	3	9	12	0	2	2
	揖屋	0	0	0	0	3	3	0	0	0
	下意東	0	1	1	0	3	3	0	0	0
	上意東	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	東岩坂	0	1	1	0	2	2	0	1	1
	西岩坂	0	1	1	1	6	7	0	5	5
	日吉	0	1	1	0	2	2	0	0	0
	熊野	1	3	4	2	5	7	3	6	9
	東忌部	2	9	11	1	2	3	2	12	14
	西忌部	1	3	4	0	1	1	1	7	8
	乃白	0	3	3	0	1	1	0	1	1
	玉造	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	福富	0	0	0	1	0	1	0	1	1
	大谷	1	3	4	0	0	0	1	4	5
	湯町	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	東来海	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	西来海	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	林	0	1	1	0	1	1	0	0	0
	宍道	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	江島	0	0	0	0	1	1	0	0	0
松江11町	2	2	4	0	1	1	0	0	0	
松江分	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
計		9	52	61	11	57	68	11	46	57
郡外		1	13	14	3	9	12	14	27	41
県外		0	1	1	0	1	1	0	1	1
合計		10	66	76	14	67	81	25	74	99

各村「戸籍下調帳」(「大庭村役場文書」)

「明治の村」の政治状況―八束郡大庭村の事例(森安 章)

表 4 1888 (明治21) 年の地目別面積

	大庭村	佐草村	山代村	大草村	平原村	計
田	99.1903	65.1528	53.4626	82.0221	84.9624	384.8812
畑	46.2108	10.7908	25.4603	7.4604	12.6021	102.5314
宅地	10.1710	5.3322	5.3016	5.1122	5.6810	31.6120
池沼	7.2010	4.9200	1.4321	.1124	4.0627	17.7415
山林	181.2528	137.2722	83.5721	40.0610	324.6407	766.8128
原野			.0102			.0102
雑種地	11.4426	3.8705	6.0328	14.4900	10.4926	46.3425
計	355.4818	227.3505	175.2927	149.2721	442.4625	1,349.8826

〔一市六郡合併町村取調書〕（鳥根県公文書センター蔵）

表 5 1888 (明治21) 年の村有財産 (山林)

大庭村	佐草村	山代村	大草村	平原村	計
103.3511	69.7713	.4205	6.4815	8.5817	188.6202
		矢田村との共有	熊野村との共有		
		43.9606	46.8825		

〔一市六郡合併町村取調書〕（鳥根県公文書センター蔵）

表 6 溜池

	官有地		民有地		計	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
1890	12	7.4702	147	6.9914	159	14.4616
1901	13	7.4702	149	7.0114	162	14.4818
1911	14	7.4702	150	7.1701	163	14.6403

〔大庭村地籍表〕（「大庭村役場文書」）

みたのが、表 4 である。大庭と山代は畑地が比較的多くて椿・三椏を栽培して製紙業が盛んである。大草は全体の六割を田地が占める稲作が中心の純農村、平原は山林が七割の農山村であった。また、大草は用水を意宇川から引くが、他は溜池から水を引くなど個性があった。山林は大部分が柴草山で、近世は入会地で牛（耕作用）、馬（運送用）の秣場として利用し、近代に入ると部落有財産となり、山と水は部落民が共同所有、共同利用した。これらに関して表 5

(2) 階層社会の共同体規制

明治初期の村において階層格差があることは誰しも知るところである。この階層格差は、一般には土地所有者であるか、零細土地所有者にすぎないのか、小作することによって生活を営んでいるかという観点からとらえるが、本稿では生活面から探究する。近世には家格という身分的区別が厳然として存在していた。それは共同体的規制をもたない村落内の社会秩序を維持してきたものである。明治初期は近世と連続していて、規制も近世段階と同じではないとしても存続していたと考えられる。

ここでは、この家格を住居に即して見てみよう。村民の居住基盤である住居は、本家（母屋）と周囲に付設する建物から成り立つ。明治一〇年代に調査された「家券取調帳」（『松江市史 通史編 5 近現代』二〇二〇年、九八頁参照）によると、村々の建物の種別棟数は、表 7 のとおりである。本家は敷地の中央にあり、居住者がいろいろ活動をする場所である。土蔵は自他共に認める家格を表現し、建造できる費用のあるのは資産家で村の上層に位置しており、

表7 明治初期の建物棟数

	調査年	本家	土蔵	厩	厠	納屋	物置場	湯殿	廊下	その他	計
大庭村	1877.10	192	68	142	132	22	35	13	61	15	680
佐草村	1877.8	84	42	70	81	16	21	0	25	7	346
大草村	1878.4	93	34	76	77	3	20	1	20	16	340
山代村	1886.	68	22	48	46	6	18	10	29	10	257

各村「家券取調帳」（「大庭村役場文書」）

表8 屋根材料

	本家 (%)		土蔵 (%)		厩 (%)		厠 (%)		納屋	
大庭村	瓦	13 (6.8)	瓦	65 (95.6)	瓦	31 (21.8)	瓦	68 (51.5)	瓦	16 (72.7)
	ワラ	179 (93.2)	ワラ	3 (4.4)	ワラ	111 (78.2)	ワラ	62 (47.0)	ワラ	6 (27.3)
	計	192 (100)	計	68 (100)	計	142 (100)	計	132 (100)	計	22 (100)
佐草村	瓦	5 (6.0)	瓦	31 (73.8)	瓦	16 (22.9)	瓦	51 (63.0)	瓦	8 (50.0)
	ワラ	79 (94.0)	ワラ	11 (26.2)	ワラ	54 (77.1)	ワラ	30 (37.0)	ワラ	8 (50.0)
	計	84 (100)	計	42 (100)	計	70 (100)	計	81 (100)	計	16 (100)
大草村	瓦	5 (5.4)	瓦	29 (85.3)	瓦	10 (13.2)	瓦	25 (32.5)	瓦	2 (66.7)
	ワラ	88 (94.6)	ワラ	5 (14.7)	ワラ	66 (86.8)	ワラ	52 (67.5)	ワラ	1 (33.3)
	計	93 (100)	計	34 (100)	計	76 (100)	計	77 (100)	計	3 (100)
山代村	瓦	3 (4.4)	瓦	22 (100)	瓦	10 (20.8)	瓦	30 (65.2)	瓦	5 (83.3)
	ワラ	63 (92.6)			ワラ	38 (79.2)	ワラ	14 (30.4)	ワラ	1 (16.7)
	曾木	2 (2.9)					曾木	1		
	計	68 (100)	計	22 (100)	計	48 (100)	計	46 (100)	計	6 (100)

各村「家券取調帳」（「大庭村役場文書」）

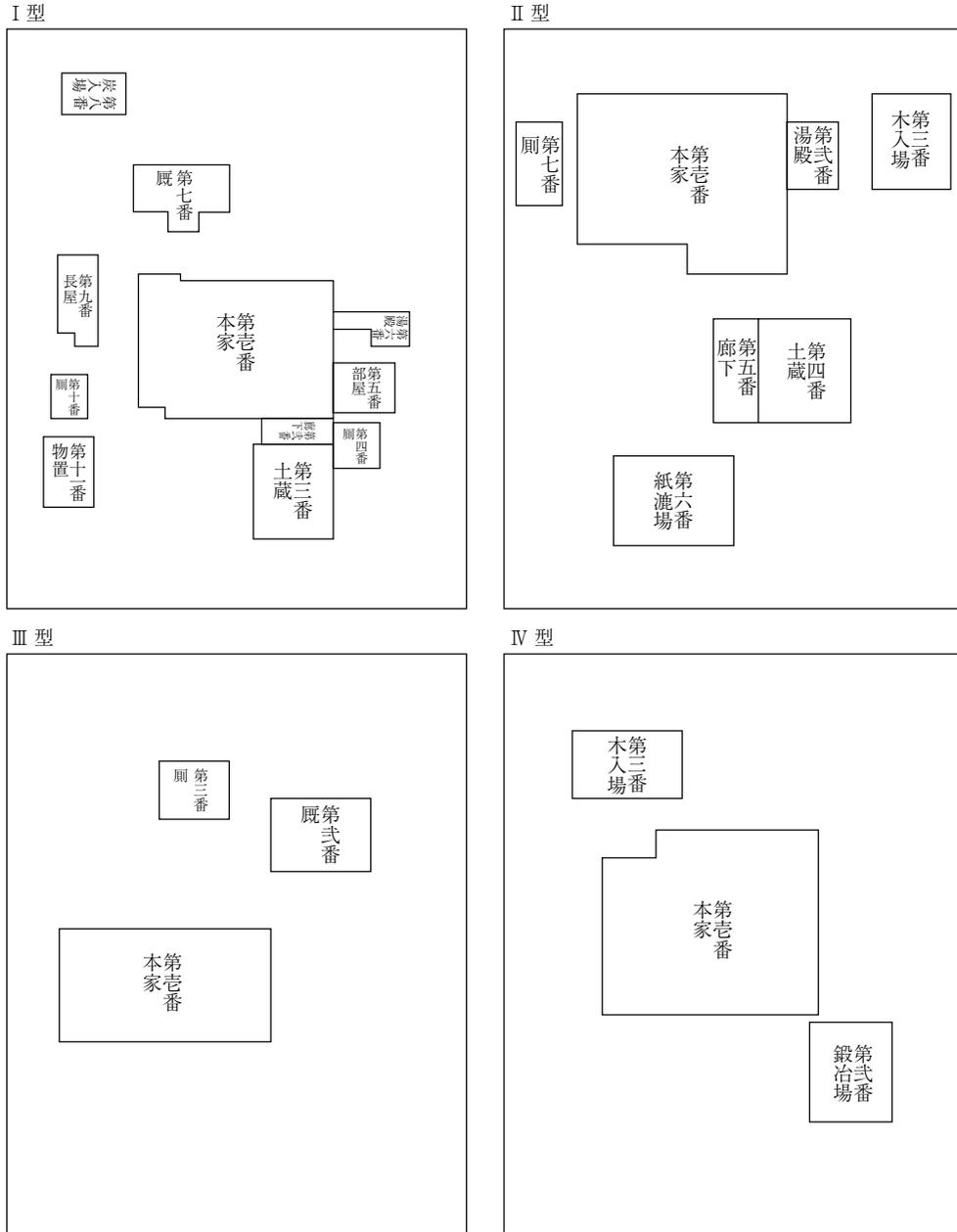
土地を所有しない村民は有力者に依存しなければ生活できない無資産者である。土蔵の有無は階層区分を判断する目安になる。佐草は全戸の半数が所有し、他村は三割程度である。
 また屋根材料別の棟数を整理したのが、表8である。各村ともに本家はほとんどがワラ葺屋根であり、夏は涼しく冬は暖かくて快適である。これは、まさに田舎の原風景そのものである。土蔵は瓦葺が多く四面は粘土で固めていて頑丈で、防火上有効である。
 次に、本家とその付設された建物を組み合わせて四つに分類したが、その実際例を示したものが図1である。

- I型 本家、土蔵、厩うまばや
- II型 本家、土蔵、その他
- III型 本家、厩
- IV型 本家、その他

さて、この四つの組み合わせの形状が意味するものは次のとおりである。まず、I型は豪農を含む地主・自作など有資産者、II型は商工業者で有資産、III型は零細・小作、IV型は商工業者・雑業者である。そして各村の類型別戸数を表9で示すとともに、これに町村制施行当時の村政担当者を併せ示したものが表10である。

町村合併が行われた一八八九年（明治二二）は、資本主義が確立する以前の段階であるが、この時点で階層区分すると、上層の戸数は全体のほぼ三分の一、下層は三分の二である。村政指導者はおおむね上層に位置しており、経済構造と政治構造は照応していた。
 村会で一八九〇年（明治二三）四月に決議した民産等級表による

図1 建物図面



「家券取調帳」（「大庭村役場文書」）

表9 建物の組み合わせ別の戸数

組み合わせ	大庭	佐草	大草	山代	計 (%)
I 型 本家・土蔵・厩	60	39	29	21	149 (34.1)
II 型 本家・土蔵	6	2	3	1	12 (2.7)
III 型 本家・厩	83	30	45	23	181 (41.4)
IV 型 本家	43	13	16	23	95 (21.7)
計	192	84	93	68	437 (100)

平原は除く

各村「家券取調帳」（「大庭村役場文書」）

表10 町村制施行当時(1889年)の村政担当者と家の類型

	大庭	佐草	大草	山代
I型	村長、収入役、村 会議員1人 区長1人、区長代理 1人、区会議員1人	名誉職助役、村会 議員2人 区長1人、区長代理 1人、区会議員4人	有給助役、村会 議員2人 区長1人、区長代理 1人、区会議員4人	村会議員2人 区長代理1人、区会 議員5人
II型	村会議員1人 区会議員1人	区会議員1人		
III型	-	-	-	-
IV型	-	-	-	-

平原は除く、職員は判明したものを記載

「職員録」「家券取調帳」「大庭村役場文書」

表11 大庭村の民産等級表(1890年4月 村会決議)

	人員	うち村政担当者
1～5等	13 (2.5%)	村議5 村長、名誉職助役、村議3、区長1 村議1、区長1
6～10	47 (9.0%)	
11～15	130 (25.1%)	
16～20	287 (55.4%)	328 (63.3%)
等外	41 (7.9%)	
計	518 (100%)	

村議と区長は兼任しているところがある

「村会議事録」「大庭村役場文書」

表12 借地上の自家棟数

	調査年月	自家	うち借地上の棟数(%)
大庭村	1877.10	192	34 (17.7)
佐草村	1877.8	84	20 (23.8)
大草村	1878.4	93	12 (12.9)
山代村	1886.	68	37 (54.4)

「家券取調帳」「大庭村役場文書」

と、等級は一～等外まで二区区分している。これに村政支配者の等級を確認したものを表11に整理した。共同体規制のもとI～II型は民産等級表の一～一五等に相当している。

なお、各旧村における借地上の自家棟数を調べたものが表12である。山代村は他村にくらべ借地上の棟数が突出して多い。それは調査年が「松方デフレ」の影響が続く時期であったことによるものであり、デフレがきわめて深刻であったことがわかる。松方デフレの時期は、寄生地主制の形成にとって決定的な契機となったのは疑いない。

二 大庭村の成立

一八八八年(明治二一)に「市制及町村制」が公布されると、島根県は早速町村合併の準備にとりかかり、調査研究の上で合併案を作成した(前掲『松江市史 通史編5 近現代』一五一頁以下)。一〇月三日には意宇郡長・各村戸長・連合会代表を招集して諮問会を開催し、表13のような諮問案を提示した。それによると意宇郡五八村を十六村とするもので、政府の「町村合併標準」の三〇〇戸以上が貫ぬかれている。

この諮問会は意宇郡内の五八村を再編して一六の統合村にしようとするもので、一部から不満の声がでたのみられるが、大庭村は合併に同意した。県は各村の意向を

表13 県が諮問会に提出した町村合併案（意宇郡）

	戸数	地価		戸数	地価
津田村	593 [㊦]	168,095 [㊦]	忌部村	394	158,820
竹矢村	337	167,849	来海村	500	176,470
出雲郷村	381	172,855	白石村	434	167,192
揖屋村	649	107,996	湯町村	711	280,752
意東村	518	138,024	宍道村	595	127,004
岩坂村	488	161,323	南大根島	508	56,187
熊野村	326	98,566	北大根島	379	42,066
大庭村	514	237,801			
乃木村	482	159,830	計	7,827	2,420,830

明治22年「庶務部雑款」（「大庭村役場文書」）

表14 規模別町村数

	300戸 以下	300 } 400	400 } 500	500 } 700	700 } 1000	1000 戸 以上	計
諮問案		5	3	7	1		16
新町村数		7	2	6	1		16

「庶務部雑款」「新町村役場費取調表」（「大庭村役場文書」）

表15 新旧村費（役場費）

大庭村外4ヶ村	大庭村
1888(明治21)	1890(明治23)
875,556	962,180

「一市六郡合併町村取調書」（鳥根県公文書センター蔵）
「村会議案原議書」（「大庭村役場文書」）

聴取した上、合併区域の少々の修正には応じたことは、表14によって判明する。また、合併前後の村費（役場費）を比較すると、旧村から新村への移行期にあたり、若干の経費増はあるのは当然といえよう。

一八八九年（明治二二）四月一日「市制及町村制」は施行された。県が提示した五ヶ村合併した行政村（大庭村）を受け入れたとはいえず、どの村も懸念することがあった。それは共同体としての部落（＝旧村）が消滅するのではないかと不安である。各旧村はいずれも「其人情風俗ヲ異ニシ從ツテ部落感情甚シク」（「村治状況調査書」という状況であり、結束力は強固である。このような状況下で行政村としての大庭村を強化するためには、統合村の中核機関に部落を取り込むこと以外にない。しかも合併は知事から指示された「町村制施行順序」にしたがって実施されていくから、これに間に合わせる必要があった。町村合併施行前のある時点で部落代表が打合会を開催したのは確かだ、そこで対策をつくつたとみられるが、町村合併が実施されるのは事実であることを、村民はしだいに認識するようになる。こうして四月一四日大庭村役場が開設され、七月一日役場事務が開始された。この過程で、内務大臣へ認可を求めため県が提出した町村合併案は新大庭村については次のように記述している。

合併ヲ要スル理由
資力ナクシテ独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得ス
郡長及戸長並連合町村会へ諮詢ノ答申
郡長及戸長並連合町村会共ニ同意
新村名撰定ノ事由

「明治の村」の政治状況 ―八束郡大庭村の事例（森安 章）

本区域中大村名ヲ採り大庭村トス

合併ニ付将来交通ノ便否地勢風俗ノ異同人民ノ折合

地勢中部ニ丘山アルモ他ハ概ネ平坦ニシテ交通大ナル不便ナシ

又風俗人情相同シ故ニ人民折合亦宜シカル可シ

（「一市六郡合併町村取調書」 島根県公文書センター蔵）

つまり町村合併の理由は、「独立自治」のためには「資力」がもつとも肝要なこととしているのである。そして国や県の委任事務の費用は、村の負担であった。

県官は国への報告のなかで「人民折合亦宜シカルヘシ」としたが、現実には前述のように「部落感情甚シク」という状況であり、大きく乖離している。県官の国に従う姿勢がみてとれる。

一八八九年（明治二二）四月二八日に実施された村会議員選挙はどのように行われたのかを検証しよう。選挙権、被選挙権を認められたのは、満二五歳以上の男子戸主で、二年以上その町村に住んでいること、地租または直接国税二円以上納入者に限られた。しかも町村会議員には二級選挙制度が採用された。つまり村税二円以上の納税者を納税額の多い順に選挙人名簿をつくり、村税総額の二分の一を納める上位のグループを一級選挙人、それ以下のグループを二級選挙人と区別し、それぞれの集団が半数ずつの町村会議員を選出するという仕組みである。大庭村の場合は定員二名であるから各級六名ずつである。当選議員の出身部落別および等級別に推移をみたのが、表16、17であるが、見事なまでのローテーションが実施されていたことが分かる。この巧みな方法を考えたのが、前に述べた部落代表者による打合会で

表16 出身部落別の当選者数

	1889.4 (明22)	1892.4 (明25)	1895.4 (明28)	1898.4 (明31)	1901.4 (明34)	1904.4 (明37)	1907.4 (明40)	1910.4 (明43)
大庭	4	1	3	1	3	1	3	1
佐草	2	2	0	2	0	2	0	2
山代	2	0	2	0	2	0	2	0
大草	2	2	0	2	0	2	0	2
平原	2	1	1	1	1	1	1	1
計	12	6	6	6	6	6	6	6

「職員録」（「大庭村役場文書」）

表17 等級別の当選者数

	1898.4		1901.4		1904.4		1907.4		1910.4	
	1級	2級								
大庭	0	1	2	1	0	1	2	1	0	1
佐草	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
山代	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
大草	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
平原	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

「職員録」（「大庭村役場文書」）

表18 1889年(明治22)の大庭村役場の事務分担(未定稿)

役職	氏名	居住大字	担当事務
名誉職村長	井上 賢蔵	大庭	村の統轄
名誉職助役	今井 庄八	佐草	庶務係兼村税・土木
有給助役	白鹿長之助	大草	庶務係兼会議
収入役	吉野武三郎		村財政歳入出
書記	引野右夫衛門		税務係兼地理
書記	松浦 孝一		庶務係兼国税

「事務分担命令書」(「大庭村役場文書」)

あつたと考えられる。村政の議決機関である村会が部落の利益代表で構成されると、村は一元的な統合体でなく部落連合体であった。しかし、この方法は一時的には部落間対立を沈静化できたとしても長期的観点からみて失敗であった。このことについては、後述する。

次の史料は第二回村会議員選挙の結果を示したものである。

本年村会議員半数解任期ニ当ルヲ似テ三月退任者ノ抽籤ヲ執行シ四月選挙会ヲ開ケリ選挙人ノ数第一級四十七人投票数四十二票第二級三二人投票数二十五票アリタリ (「村事務報告書」)

この年の村議選は半数改選であったことは表16にみたとおりで、山代のみが改選はなかった。山代の選挙人は選挙を棄権したとみられる。村会は定員一二名のうち大庭四名、それ以外の八名は各部落がそれぞれ二名ずつに配分された。大庭は最多の議席をもつので、村会における主導権を握ることになるが、過半数に達しないから他部落と合従連衡しなければならぬ。このことは、大庭の独占を抑制する効果にもなる。

村議選後の村会では村長・助役が選出されたが、有給職の場合もあるが原則としては名誉職であった。大庭村は

「明治の村」の政治状況―八束郡大庭村の事例(森安 章)

表19 地価割・戸別割の推移(予算)

	地価割(指数)	戸別割(指数)
1890	714.463 (100)	247.268 (100)
91	749.896 (105)	224.061 (91)
92	750.513 (105)	248.884 (101)
93	750.675 (105)	334.780 (135)
94	1,381.336 (193)	679.950 (275)
95	1,695.470 (237)	678.333 (273)
96	1,585.366 (223)	974.116 (394)
97	1,644.746 (237)	1,535.528 (621)
98	1,698.127 (228)	1,451.121 (587)
99	2,159.067 (302)	1,979.228 (800)
1900	2,375.368 (332)	2,286.000 (925)
01	3,325.613 (466)	3,416.817 (1,382)

各年「村会議事録」(「大庭村役場文書」)

名誉職村長と名誉職助役ならびに有給助役も設置した(表18)。その政治的理由は、村長井上賢蔵は大庭出身、助役今井正八は佐草、白鹿長之助は大草ということであるから三部落が連携して村政を運営しようとの意向がはっきりみえる。

次に、役場事務を担う吏員について簡単にふれておくと、年を経るごとに事務量は増大して専任職の書記は多忙を極めていた。その状況は、一八九五年(明治二八)「非常ノ繁忙ヲ極メタリ」、一九〇四年(明治三七)「繁劇ヲ極メタリ」、一九〇九年(明治四二)「最モ繁忙ヲ極メタリ」と「村事務報告書」に記されている。

村の行政を財政面でみると、歳入の大部分は村税であるが、地価割と戸別割が主要な支柱である。地価割は土地所有者が負担するが、戸別割は村の全戸に賦課された。まず全戸に一定額を均等に賦課した上に、土地所有者が地価にに応じて等級課税された。したがって無資産者も負担するところから大衆課税の性格があった。この両税の推移を表19でみると、一八九〇年(明治二三)からしばら

表20 歳出主要項目の推移

	役場費(指数)	土木費(指数)	教育費(指数)	衛生費(指数)	勸業費(指数)
1890	980.580 (100)	268.655 (100)	336.958 (100)	5.500 (100)	4.00 (100)
92	485.460 (49.5)	298.090 (110.0)	400.144 (118.8)	5.000 (90.9)	1.00 (25.0)
97	689.195 (70.3)	359.427 (133.4)	1,062.617 (315.4)	17.600 (320)	
1901	1,478.990 (120.2)	1,120.375 (417.0)	1,789.085 (531.0)	50.810 (923.8)	65.00 (1625.0)

各年 「村会議事録」(「大庭村役場文書」)

くの間は抑制ぎみで、民党の政治思想「民力休養・政費節減」が村政にも反映しているようだ。それが日清戦後になると、大增税に転換し、一九〇〇年代には地価割は四倍、戸別割は実に一四倍に急上昇した。これは下層民にいちじるしい高負担を強いることになった。

民力資力ノ疲弊甚シク倒産者続出シテ諸税ノ滞納多ク実ニ悲惨ノ状態ニ陥リ村治ノ破綻其ノ極ニ達セシヲ以テ村当局ハ此ノ弊害ヲ除去セントシ種々画策セルモ其ノ効果ナク(大正一四年「大庭村治績調査調査書」「大庭村役場文書」)

表20は村の発足から日清戦争後の財政歳出表である。発足して数年間は緊縮財政が続いたのは、不作のため農民は困窮して巨額の財政負担に耐えられないという経済事情があったことによる。島根県における米の反収は、一八八九年(明治二二)は一・〇四〇石、九〇年は一・二一〇石、九七年は〇・九六二石であるなど明治二〇年代までは不安定であった(『新修島根県史 通史編2 近代』四七三〜四ページ)。こうした経費節減の財

政方針は村長をはじめ村議も一致して支持していた。やがて村会では新たな重要な事業について提案が出されてきた。「村会議事録」からいくつかを記しておく。

役場新築願(明治三三年今井正八外五名カ村長へ提出)

本村ノ役場ハ小学校ト同一棟ニシテ本村大字大庭、佐草ノ共有建物ナリ而シテ之ヲ仮用スルトキハ本校理財上聊便宜ニハ候得共熟々役場及小学校ノ景況ヲ案スルニ役場ハ其事務所ニ階ニシテ人

民ノ不便実ニ少ナカラサルノミナラス嚴寒及炎暑の候ハ実ニ職員ノ困難云フ可カラス加フルニ諸器具器械ハ年々増シテ既ニ之ヲ蔵置スルノ場所ヲ余サス又学校ニ近接セル所ハ生徒出入ノ時等ハ大ニ動揺セラレテ其間事務ヲ執ル能ハサル所アリ…

明治二五年一月議決 尋常小学校ニ高等科併置ノ件

本村ハ地僻陋ニシテ松江市ヲ距ル壹里余以上殊ニ道路険悪ナルニヨリ是迄松江高等小学校へ通学スルモノ僅ニ五六名内外ナリ…本村ノ如キハ郡中ノ大村ニシテ…敢テ負担ニ堪ヘスト云フヲ得サルヘシ…有志輩ヲシテ其学科ヲ修ムルコト能ハサル憾アラシムル如キハ蓋シ自治ノ精神ニ背反シタルモノニシテ…

表21 村長・助役・収入役の給与(年額)

	1890	1891	1892	1893	1894
名誉職村長報酬	57.6	57.6	57.6	57.6	57.6
名誉職助役報酬	45.6	45.6	45.6	45.6	49.2
有給助役給料	46.8	46.8	46.8	46.8	51.6
収入役給料	48.0	50.4	12.0	12.0	24.0

各年 「村会議事録」(「大庭村役場文書」)

表22 主要な事業

	事業内容
1892	大庭村尋常小学校に高等科併置
96～98	広瀬道改修
97～99	八重垣道・平原道改修
98～1900	中島道
1900	役場新築・大庭村尋常高等小学校校舎新築
01	平原尋常小学校校舎新築

各年 「村会議事録」（「大庭村役場文書」）

表23 基本財産明細表

所在地	種目	坪数	構造種類	価格	摘要
大字大庭	日本造	26.65	木造二階造 屋根瓦葺	250,000	大庭村尋常高等小学校校舎
	〃	131.55	〃	3,391,425	〃
	〃	38.75	〃	1,146,239	大庭村役場及大庭村会議事堂
大字平原	〃	41.92	屋根曾木葺	752,701	平原尋常小学校校舎

「村会議事録」（「大庭村役場文書」）

これらの議案は村議全員一致で議決した。とくに村会運営をリードしたのは、今井正八（佐草）ら民党派の人々とみられる。緊縮財政下のこの時期の村長以下の役職者の給与を調べると、表21のとおりである。村長・助役の報酬・給料は抑制されている。収入役は徴税事務の行き詰まりの責任を問われて削減され、その間に三人の収入役が任期途中に辞職したりしている。

前に述べたところだが、村会における提言に基づいて決議された事業は、日清戦後に実施された。これらの工事の経費は村税の増税、特に戸別割の賦課強化と借入金によってまかなった。主要な事業は表22のとおりである。

三 村会の抗争

(1) 民党勢力の台頭

一八九〇（明治二三）年に帝国議会が開催されると、政府と民党の対立は激化して、その影響は県内各地に波及した。意宇郡内では大庭村は「本郡中政治熱最モ旺盛ナル村柄」となって、村内は「甲乙両党二分派シ其反目激甚」となった。村役場の記録には次のように記されている。

国会開設ニ際シ政治熱大ニ波及シ本郡中政治熱最モ旺盛ナル村柄トナリ……大小ノ政客出入シテ党勢ノ拡張ニ力メタル結果半可通ノ政治熱ニ犯サレ甲乙両党二分派シ其反目激甚ヲ極メ……

〔大正四年「村治状況調査書」（大庭村役場文書）〕

第二回衆議院議員選挙は一八九二（明治二五）年二月に実施されたが、当時は小選挙区制で大庭村は島根県第一選挙区（島根・秋鹿・意宇郡）に含まれていた。また、県内各地で巡査による選挙干渉が問題になるほどであった。当時の地元紙からいくつかを記しておく。

●意宇倶楽部の臨時惣会

岡崎運兵衛氏等の発起にて創立したる八雲倶楽部と合併を誘導せしを以て同会員は加盟すべきや否や若し加盟せしは意宇倶楽部の存廢如何と云ふに就て昨日午後末次本町臨水亭に於て臨時惣会を開きたり出席員十九名にて種々討議せしが会員中断固と不賛成一喝したるものありしも八雲倶楽部は意宇倶楽部の主義と同一にして同様の運動を為す者とせば当日の出席会員は俱に手を曳て入会を為し傍ら意宇倶楽部は尚一層盛大に導き入会したる上主義の異なる処あれば一同退会せんとの事に決議し後酒宴を開き散会せり

〔山陰新聞〕明治二四年九月一六日

●衆議院議員改撰競争の駈引並其属聞

◎青年大に気焰を吐く

（前略）去る十一日意宇郡大庭村旧五ヶ村民党青年輩の一団体が這回の衆議院議員候補者の件に付き其反対党周旋人吉野武三郎三代仙左衛門高本源左衛門三島豊三郎の四氏に談判する所あらんとて右の青年は隊伍を組み各部署を定め今や押出さんとする折しも斯くと聞く駐在所詰巡査は這は穩かならざる一大事こそ起りたれ未発に防くそ良からめと直ちに青年輩に注意を加ひたるに破竹の勢ある青年は一己の持論を吐き他方の所説を聞き所謂智識を交換

せんとてなり腕力凶暴の手段を用ゆるものならんや若し不審あらば保護の爲め吾々と同行し実地に臨監せらるべしと主張せしを以て巡査は予戒令を説きて強て差止めたるより一同は正義公平無私の精神を持って運動をなすに何んの憚ることあらん余計の五注意は以後以て謝絶すと其場は一同引払へたり（後略）

◎佐草の予撰

意宇郡大庭村大字佐草区青年は衆議院解散後必至運動しつゝありしがいよ／＼撰挙期日切迫に付渡部源治郎引野専之助両氏の発起にて昨日午後一時より常徳寺に於て同区内人民一同集合し候補者として現出せる自由党员園山勇独立倶楽部員岡崎運兵衛両氏に就き予選投票を試みしに惣集員五十一名の内園山氏四十九点岡崎氏二点此日警官の臨監するもの四名如何にも手厚しと感したるが事穩便に終へ一同自由党万歳園山氏万歳を三呼して退散せり

〔山陰新聞〕明治二五年二月一四日

このように巡査の臨監のもと実施された選挙戦であったが、大きく盛り上った。結果は岡崎運兵衛（独立倶楽部）が六八〇票で当選し、園山勇（自由党）は六五六票の僅少差で敗北した。岡崎は以前に大成会に所属していたので民党側から吏党とみられていた。両者は選挙運動の方法が対照的で、岡崎派は一八九一年九月一六日に発会した八雲倶楽部を本部とし、郡規模の意宇倶楽部そして各村へとつながる後援会組織の方式であり、一方の園山派は青年会による草の根的運動という特徴がみられる。有権者は直接国税一五円以上の納入が条件であるから農村では地主に限られた。たとえば佐草部落は八〇戸であるが有権者は一八名に過ぎない。

この衆議院選挙から二ヵ月後の四月二十七日に、大庭村の村議会議員選挙が実施された。それは衆議院のとき以上に大激戦となった。岡崎派と園山派はそれぞれ候補者を擁立し、結果は園山派の六名の全員当選、岡崎派の全員落選であった。選挙当日の様子は新聞は次のように報じている。

●意宇郡大庭村会議員候補者の運動

全村は曩きに衆議院議員及県会議員の競争甚しかりしにより村民の政治思想を起せしによるか今度の村会議員半数改選に際して岡崎園山両派に分れ各候補者を定めて大に運動せしか其競争実には衆議院議員選挙の時に勝れり殊に選挙の当日の如きは両派の運動者未明より東奔西走し勧誘に従事せり

〔山陰新聞〕明治三十五年四月三〇日

村会議員を選出することができる有権者は直接村税二円以上（この時点では地価割・戸別割の合算）納入者である。今回の村議選から半数改選で、選挙人数は第一級四七人投票数四二票、第二級三二一人投票数二五〇票であった〔「村事務報告書」〔「大庭村役場文書」〕〕。第二級の棄権が七一票と多いことに気付くが、山代の議席配分がないので同部落の有権者は投票しなかったことによる。

園山派事務所が同年一〇月に作成した「自由派有志者名簿」に、「幹事」と冠した人名が部落別に記載されている。

佐草 渡部源次郎、引野専之助、今井正八、周藤虎市、渡部恵三

郎、谷本賢次郎、中島正三郎、引野夫右衛門

平原 三島貞蔵、石倉佐一郎

「明治の村」の政治状況——八束郡大庭村の事例（森安 章）

大草 三島良平衛、白鹿兵之助

大庭 荒川仁右衛門、井上賢蔵、福島善太郎、広江源次郎

山代 松浦国太郎、高島善太郎、角友太郎、角米吉

〔内藤文庫〕島根県立図書館蔵

これらの人々は大庭村の有力者で、村長・助役・村会議員が含まれている。なかでも佐草部落は民党勢力が強く、佐草俱樂部という地方民会の発会式を同年一月に挙行し会則を編んだと新聞記事にある。

◎青年書を飛して老輩を誅む

意宇郡大庭村大字佐草区は七十有余戸の部落にして有権者は十八名に過ぎざるが這回財産家有力者は時事に慨する所あり佐草俱樂部を組織し爾後部員相提携して区内の公益を図り同一方針を取りて万端の事件を措弁せんと盟ひ会則を編みて去る三十日佐草一之進氏宅に於て発会式を挙げたり然るに明治二十二年一月設立し爾来隆盛に赴き第一期衆議院議員選挙の際にも有権者の柴門を叩き種々運動せし佐草青年会ハ這般の改選に区内の有権者が黄白のため節を折り情実の為に操を挫き他区の嗤笑とならんことを憂ひ中島正三郎、渡部恵三郎、谷本堅次郎、宮田元太郎、周藤虎市の五氏の名義にて区内無資者一同に代り一篇の意見書を佐草俱樂部に投じたり其要領ハ有権者ハ必らず公平無私なるを要す若し夫れ区内の有権者にして苞苴に眷恋せずむば我区の名声を他村に博し或は選挙上の模範ともなるべしと而して其書を受けたる俱樂部長は直に部員を会し朗読をなしたるに満場一の異議者なく直に自由党の候補者を選挙することに決し一同佐草俱樂部万歳自由党万歳を連呼し夫れより酒宴を張り各胸襟を披き黄昏に及び退散せり

表24 村会の開催状況

年	村会	日数	議決件数	摘要
1892	8回	8日	30	
93	7	8	15	
94	7	8	20	
95	13	13	57	
96	11	12	34	
97				村長選 同数のため郡参事会で裁決
98	11	14	40	村長事故退任
99	17	21	46	
1900	10	12	37	
01	12	15	31	
02	5	7	29	
03	8	10	24	
04	9	13	31	
05	8	16	13	村長不信任決議
06	4	8	21	
07	8	10	29	
08	9	11	40	
09	10	17	41	
10	9	10	32	村長事故退任、村長3ヵ月空席
11	9	9	30	

1897年は原資料に記述なし。各年「村事務報告書」（「大庭村役場文書」）

と云ふ
〔山陰新聞〕明治二五年二月二日

(2) 有力者間の対立

村の行財政方針は一八九三（明治二六）年から転換がはじまった。戸別割が増加する傾向がみえ、はじめはゆっくりと、日清戦後は急増していく。地価割と戸別割の割合は当初七対三であったのが、ついに

は逆転していく。戸別割は下層民には負担が重くなる方式であることは、前にも述べたところである。広瀬道など道路改修・役場と校舎建築には莫大な費用が必要であり、もともと民党派の村長以下だれも賛同したことだが、理想と現実の乖離とはこうしたことをいう。このような事態を背景に村政は行きづまり、村会は対立する状態に陥ることが多くなった。

村会の招集常に再開に及ぶを例とし、其間また屢々監督官庁の調停を見るなど、殆んど收拾すべからざる状態に在った

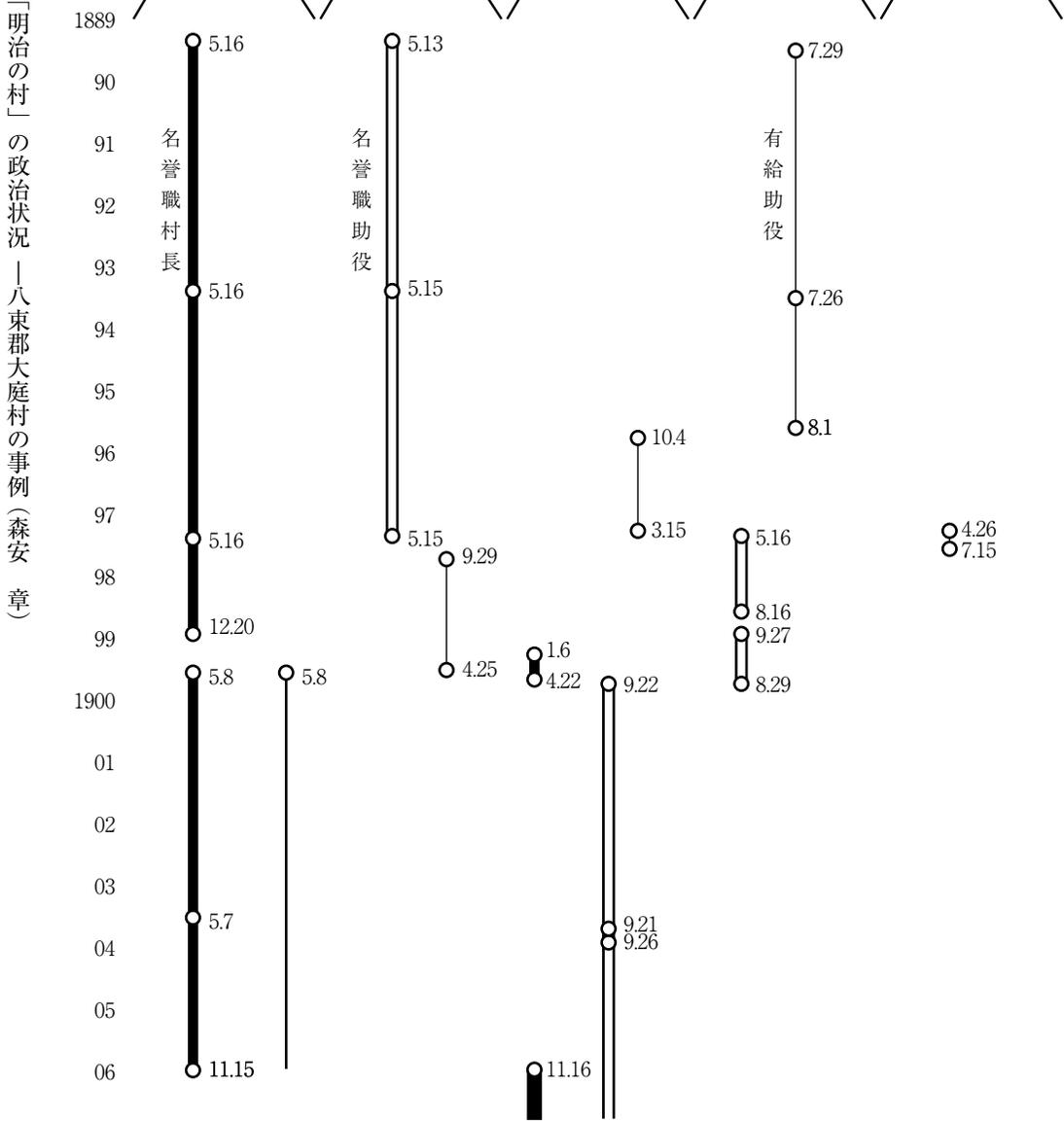
〔新優良村治蹟其一 曾ては難村たりし大庭村〕『斯民』第二〇編第三号、一九二五年）

村政が緊縮方針から転換し始めると、村会の有力者間の対立が表面化した。村会の開催状況をみただのが、表24である。村会の回数・日数が増加したのは審議案件が多いこともあるが、否決・修正が増えたことによるとみてよからう。村会の回数をうわまわる日数の増加こそが、村会が難航した証拠である。

先に述べた村政の方針転換がなされたのは、名誉職村長を井上賢蔵、名誉職助役を今井正八がつとめた時期である。二人は村会をリードした民党派の活動家である。一八九七（明治三〇）年村長の座をめぐる選挙で争い、同数で再投票となり、再々投票でも同数、郡参事会の裁決で現役の三選とした。

ところが井上村長辞任後に村政の主導権を維持するため、それまで提携してきた大庭は佐草との合従連衡を取り止め、佐草と対抗するため山代と連携した。部落間対立はなお一層激化することになる（表

図2 村長・助役の出身部落



「職員録」「村事務報告書」「大庭村役場文書」

24、図2)。ここから村長不信任決議案の可決の問題について触れなければならぬ。村長への不信任決議というのは、異例なことであつた。

同三十二年村民反目ノ結果
 当時ノ村長吉野武三郎ノ如
 キハ村会ニ於テ不信任決議
 ヲ受ケ辭職スルノ止ムヲ得
 サルニ至レル等其間ノ消息
 推シテ知ルヘキナリ〔大
 正四年「村治状況調査書」
 〔大庭村役場文書〕〕

その経緯について「村会議事録」は次のように記している。

明治三十八年八月八日
 村長ハ明治三十七年度決
 算書ヲ村会ヘ提出
 八日ヨ十六日 委員会審査
 十六日 動議可決
 本村長カ本村会ニ提出シ

タル決算ニ付スル処ノ意見ト委員会ニ於ケル本村長ノ弁明トハ実ニ正反対ニシテ即チ決算ニ付スル処ノ意見ハ審査上確實ナル旨発表スルト雖トモ委員会會計審査ニ際シ現金不足ナル旨明言スルノミナラス現在金ノ調査ハ猶予センコトヲ口述セリ……本村会カ未タ本決算ニ対シ其ノ認否ヲ決スルモノニ非ス

九月二十一日 緊急動議(不信任動議)可決

明治三十七年度歳入出決算認定ノ件ニ付去ル八月十六日日本村会ニ於テ審議ノ末結局村長ハ制(「町村制」―森安注)第百十二条ニ定ムル順序ニ履行セスシテ本件ヲ本会ニ提出シタルモノト認メタルヲ似テ未タ本決算ニ対シ其ノ認否ヲ決スルモノニアラスト決議セン次第ナルカ村長ニ於テ本件ヲ再ヒ提出スルニ方リテハ必スヤ相当ノ理由ナキヲ得サルナリ然ルニ村長ハ本件ノ認定ヲ求ムル為メ本月二十一日日本村会ヲ開設シ本件ニ就テハ其後村長ニ於テ審査ヲ為シタル旨ヲ述ヘ且ツ其理由トシテ述フル所ニヨレハ一定ノ方針トシテ見ルヘキモノナク則チ前回ニ於ケル決議ニ同意スルカ如ク又同意セサルカ如ク其陳弁頗ル曖昧ニシテ……元來村長ノ職タルヤ町村制ニ其抛ル所ヲ定メアリト雖トモ主トシテ村民ノ徳望ト信用トニ重キヲ置キ之ヲ執行セサルヘカラサルモノト信ス……速ニ村長ニ於テ其現職ヲ引退セラレンコトヲ好意上本村会ノ決議ヲ經テ勧告セントス

この不信任決議は村長の行政能力の欠如と「徳望・信用」の欠落を強調している。また後年の村の記録は、次のように述べている。

此時ニ当リ松浦孝一村長ノ職ニ就クヤ之レカ改善ニ向ツテ全力

ヲ尽セシ結果感情ヲ固持スルノ不利ナルコト及党争ノ害アルコトヲ自覚スルニ至リ従来ノ悪感情ヲ一洗シ村治ノ發達ニ協力スルノ氣運ヲ見ルニ至リタルモ未タ積弊ノ暗流絶ヘサリシカ現村長広江勝之助就職スルヤ村民ノ緝睦協同ヲ以テ村治改善ノ根本義トシテ之レニ向ツテ全力ヲ傾注スルト同時ニ村是ノ制定ヲナシ其他各般ノ施設経営ニ努力セル結果今ヤ其治積大ニ挙リ部落感情及党弊等ハ毫末モ其跟ナク……〔大正四年「村治状況調査書」(「大庭村役場文書」)]

そして一九二五(大正一四)年には、内務大臣若槻礼次郎の名で模範村として表彰された。

四 階層社会の構成

農村において寄生地主制が確立しつつあった時期、わが国の資本主義も確立していった。日清・日露戦間期は産業革命期であつて、また地主による土地集積は資本主義が農村を巻き込んでいくなかで進行した。地主成長の原因は農業外にもあつて、その過程をへて明治後期に農民層分解は進行していった。

都市における資本主義の発展は、非農業人口を増大させ、農産物の需要は高まって米価は上昇した。一方、地主が小作人から徴収する小作料は現物の米であり、地主はそれを販売して地租などの租税を納入する。したがって、米価の上昇は直ちに収入の増加となる。

この間の米価の推移をみると、表25のごとくである。一八九〇年代以降上昇基調となり、地租改正の際に使用した基準米価の四円四銭が二倍あるいは三〜四倍になっている。

この時期には地主はしだいに土地を集積し、寄生地主と小作人と
の関係が農村の基本構造をなすようになった。表26にみるように、
一九一一年（明治四四）年には自小作は六五・九%、小作は一・六%を
占めて、農家の大部分が地主に小作料を納入
せねばならなくなった。そして上位・中位・
下位の三つに区分される階層社会が形成され
たのである（表27）。

次に、表28によって田畑所有規模別と経営
規模別農家数を対比したが、大まかにいうと
三町以上の所有者は寄生地主かそれに準ずる
とみてよからう。一方で五反以下の所有者と
無所有者は地主から借地して一町程度の耕地
を経営して、ようやく下位層に位置づけられ
て存在していた。

ここで階層分化について補足しておきた
い。地主による土地集積の対極には、中等規
模の農民が土地を喪失したことがある。表29
にみられるように、日露戦争前後の一〇年間

表25 1石あたり米価

年	米価
1873(明6)	4.42
77(10)	5.05
80(13)	10.17
84(17)	5.22
89(22)	5.65
92(25)	7.13
94(27)	8.87
97(30)	11.45
98(31)	14.12
1900(33)	11.64
02(35)	12.28
04(37)	13.35
07(40)	16.17
09(42)	12.98
11(44)	17.70

〔島根県植物防疫史〕
島根県植物防疫協会、1962年。
原資料は「山陰新報」記事

表26 1911(明治44)年の大庭村の農家数と作付反別

	農家数	田畑作付反別	1戸あたり反別
自作	95 (22.5%)	100.5715	1.0600
自小作	278 (65.9%)	359.2223	0.9307
小作	49 (11.6%)	40.2712	0.8206
計	422 (100%)	500.0721	1.1815

〔島根県八東郡大庭村農事調査報告概要〕島根県農会、1913年

表27 1911年(明治44)の大庭村の民産等級別戸数

等級	総戸数	うち農戸数	村政担当者
上位(優位～17等)	25 (5.1%)	24 (5.7)	村長、有給助役、収入役、村議5人、区議7人
中位(18～29)	116 (23.7%)	110 (26.1)	名誉職助役、村議7人、区議7人
下位(30～45)	349 (71.2%)	281 (68.2)	区議2人
計	490 (100%)	422 (100)	

前掲「島根県八東郡大庭村農事調査報告概要」、「職員録」(「大庭村役場文書」)

表28 1911年(明治44)の大庭村の
田畑所有・経営規模別農家数

所有	経営
10町以上	3
5～10町	12
3～5	13
1～3	88
5反～1町	63
5反以下	226
計	405

1町以上	240
5反～1町	119
5反以下	63
計	422

前掲「島根県八東郡大庭村
農事調査報告概要」

表29 大庭村における土地売買(1902～1911年合計)

売買形態	反別	価額
村内売買	72.2725	75,789.000
他町村より買入	23.4529	31,595.000
他町村へ売却	7.5007	10,238.000
差引買入超過	15.9522	21,357.000

前掲「島根県八東郡大庭村農事調査報告概要」

表30 大庭村民の階層別の衣服(平常着)

衣服	男 子								
	春秋			夏			冬		
	上位	中位	下位	上位	中位	下位	上位	中位	下位
袴	○	○	○						
羽織	○			○					
袴天	○	○							
肌子	○		○	○	○	○			
シャツ	○	○		○	○				
帯	○	○	○	○	○	○			
袴	○	○	○	○	○	○			
足袋	○								
手拭	○	○	○	○	○	○			
帽子	○	○		○	○				
パッチ	○			○					
筒袖		○	○						
袖無		○	○						
股引		○	○						
脚絆		○	○						
単衣				○	○	○			
浴衣				○					
価額	16.13	7.63	4.87	18.73	3.93	2.02	20.93	9.01	5.97

衣服	女 子								
	春秋			夏			冬		
	上位	中位	下位	上位	中位	下位	上位	中位	下位
袴	○	○	○						
袴天	○								
肌子	○	○	○	○					
帯	○	○	○	○	○	○			
腰巻	○	○	○	○	○	○			
前垂	○	○	○	○	○	○			
足袋	○								
袖無	○	○	○						
手拭	○	○	○	○	○	○			
筒袖			○						
単衣				○	○	○			
帷子				○					
浴衣				○					
価額	12.03	5.98	4.72	13.68	3.63	2.12	14.53	7.93	4.72

前掲「鳥根県八束郡大庭村農事調査報告概要」

表31 大庭村民の階層別の食物

階層	朝食		昼食		夕食		合計
	品名	価格	品名	価格	品名	価格	
上位	米飯又ハ米麦飯 団子、漬物、煮物	50*	米飯又ハ米麦飯 魚類、漬物、煮物	70*	米飯又ハ米麦飯 漬物、汁、煮物、酒	100*	220*
中位	米麦飯、団子 漬物又ハ煮物	45	米麦飯、煮物 漬物、魚類	70	米麦飯、汁、煮物 漬物	60	175
下位	米麦飯、団子 漬物	35	米麦飯、汁 煮物又ハ漬物	50	米麦飯、焼餅又ハ 魚類	50	135

前掲「島根県八東郡大庭村農事調査報告概要」

表32 明治末の大庭村の階層別の住居

建物	上位		中位		下位	
	坪数	価格	坪数	価格	坪数	価格
本家	41.0	820.0	29.5	442.5	16.0	128.0
土蔵	6.0	210.0	4.0	140.0	-	-
納舎	18.0	216.0	12.5	125.0	8.0	56.0
その他	8.75	105.0	3.0	30.0	1.5	10.5
合計	73.75	1,351.0	49.0	737.5	25.5	194.5
宅地	300.0	300.0	200.0	140.0	60.0	24.0

前掲「島根県八東郡大庭村農事調査報告概要」

表33 明治末の大庭村の階層別の冠婚葬祭経費

種別	上位	中位	下位
嫁取費	221.5	66.5	25.0
嫁入費	601.0	229.0	74.0
婿取費	191.0	53.0	21.2
婿入費	404.0	180.0	57.0
葬式費	53.0	25.0	14.0

前掲「島根県八東郡大庭村農事調査報告概要」

に村民による土地の村内売買は七二町に及んでいる。これは中位層の激減と下位層の肥大化をもたらした。その一方、他町村から買入れた土地反別は他町村に売却した土地反別の三倍余りであった。このような事態を背景として、上位・中位の階層出身者が村長・助役・村会議員ら村政指導者になっていた。ここでも経済構造と政治構造は照応していた。

明治後期の階層格差は経済面だけでなく、日常生活においても顕著にはつきり目につくようになる。表30にみられるように経済状態が良好な一部の少数者は、男子は四季は問わず羽織を着用するのが衿持とされた。冬期になると防寒用に綿入・襟巻を着用した。一般農家の人の労働時間は日の出に始まり、日の入りで終わる。さらに夜業もある。それ故筒袖・袖無・脚絆などが平常着である。上位の階層（富裕層）の男子はそうした仕事着は所持しないが、それは富力のちがいに寄因する。夜になると、本家と廊下で連なる別棟の湯殿で入浴し、浴衣に着換えて涼をとる。浴衣は富裕な人でないと所持しない。

食生活は表31にみられるように一般的に粗食である。富裕層も米飯あるいは米麦飯であるが、米と麦の混合割合は階層によってそれぞれであったであろう。この背景に都市人口の急増という需要面での要請で米価が上昇すると、自家用を販売用に廻し商品化したと考えられる。副食は漬物・煮物・汁などで、基本的には自給的食生活構造が持続していた。ただ飲酒は富裕層だけであり自己の地位と名望を自認していた。

次に住居について、建物の広さを階層別にみたのが、表32である。本家の坪数は四一坪から一六坪までと格差は大きかった。本家内部は広い部分を土間が占め、農作業の場であり、野良着のまま調理をし

て食事や休息の場としていた。宅地の片隅に便所や風呂場があって、暗がりや寒さの中でいちいち外に出ることになった。こうしたことは一般の農家の特徴といつてよい。本家の周囲には庭があつて、脱穀や乾燥などの場とされ、広々としていた。

日清戦後になると社会の変化はめまぐるしく、生活程度は向上したが、それを押し止めることはできなくなる。なかでも冠婚葬祭費の場合は、階層間のへだたりを増幅させた。表33にみられるように、ハレの行事の経費の格差ははっきり目立つ。

また嫁入と嫁取・婿入と婿入にあたり、両当事者に費用の負担に差があるのは不自然のようにみえるが、婚姻・養子縁組は平等であり上下関係でなく、相互扶助関係とすることに起因するからであろう。

おわりに

本稿執筆のために史料調査を再開し、執筆を始めたところで「コ罗纳禍」によりその作業の中断を余儀なくされた。一九三一年生まれの筆者に、この事態と今夏の猛暑はきびしく立ちはだかつたため、本稿は大庭村の政治状況に関する具体的な事実の提示を中心とするものになった。ただし、島根県における近代地域政治史研究の既往の研究成果を見る時、「明治の村」の政治状況の具体的説明自体が求められているのが現状であることに照らせば、本稿のような「具体的な事実の提示」も有意義と考える。

「コ罗纳禍」で公共施設が利用できない状況が続いた中で、島根県立図書館・八雲立つ風土記の丘資料館が史料閲覧に便宜をはかつていただいたことに御礼を申し上げ、擲筆する。

〔付記〕

本稿のもとになるのは、三〇年も前に島根近代史研究会の研究例会で行った報告である。研究例会での報告の基礎史料は、「大庭村役場文書」（当時、大庭公民館所蔵）と島根県町村合併関係文書（当時、島根県立図書館所蔵。現在、島根県公文書センター所蔵）であった。報告後、『おおばの歴史』の編集に参画し、「近代史講座」を担当した。その概要は、一九九八年に刊行された同書第七章「三節 明治の村落事情」に略述している。本稿は、前述の島根近代史研究会での報告レジュメを基礎として、「大庭村役場文書」（八雲立つ風土記の丘資料館所蔵）の再調査等を行った上で執筆した。島根近代史研究会での報告後、長い年月が経過したが、島根県における地域政治構造・政治状況研究の現状に鑑み、渡部寛一郎文書研究会に参加したことを機に論文化したものである。

本稿は、島根大学法文学部山陰研究センター山陰研究共同プロジェクト「近代山陰地域の文化教養環境における漢詩文の位置―若槻克堂と剪淞吟社の学際的研究―」（課題番号一九一三 期間二〇一九～二〇二一年度 代表要木純一）及び、科研費基盤研究（C）（研究課題名は山陰研究共同プロジェクトに同じ。研究課題／領域番号19K00296 研究期間二〇一九～二〇二一年度 研究代表者・要木純一）による研究成果の一部である。

〔参考文献〕

* 本稿の執筆に際しては、左記の文献を参照した。
大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会、一九九〇年

- 大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村 長野県埴科郡五加村の研究』
日本経済評論社、一九九一年
- 大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店、一九九四年
- おおばの歴史編集委員会編『おおばの歴史』おおばの歴史編纂委員会、
一九九八年
- 神立春樹「産業革命と地域社会」一九八五年（歴史学研究会・日本史研究会
編『講座日本歴史8 近代2』東京大学出版会所収）
- 内藤正中『新修島根県史 通史篇2近代』島根県、一九六七年
- 中村政則「天皇制国家と地方支配」一九八五年（歴史学研究会・日本史研究
会編『講座日本歴史8 近代2』東京大学出版会所収）

A Study on the Political Situation of Oba Village, Yatsuka district, Shimane prefecture in Meiji Era

MORIYASU Akira

(Research Project on Works of Watanabe Kanichiro)

[Abstract]

Oba Village consists of 5 old villages, Oba, Sakusa, Yamashiro, Okusa and Hirahara and established in 1889. It was commended as a Model Village by Home Affairs Minister in 1925. But formerly it had been holding internal political strife. This study unravels the reason why Oba village had such strife through analyzing its political, economical and social situation.

Keywords: Oba Village in Yatsuka district, Political Situation, Administrative Village,
political strife inside the village, Hierarchical society